平成２７年（フ）第２１８号
広島県福山市川口町１丁目17番16号
債務者　藤井　義久
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３号
広島県福山市川口町５丁目２番28号
債務者　山岨眞一郎
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１１号
広島県福山市山手町１丁目８番43―１号
債務者　あらき組こと　荒木由紀子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６号
熊本県上天草市龍ケ岳町高戸2335番地４
債務者　小野比呂子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第４６号
横浜市南区清水ケ丘218番地
債務者　関原　一雄
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９５号
横浜市神奈川区高島台20番地７　リ・ラフォーレ104号
債務者　鈴木　宏任
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の14　藤沢西部団地３―15―1526
債務者　石橋　早苗
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６号
静岡市駿河区豊田１丁目１番16―103号、旧住所静岡市駿河区豊田２丁目６番31号　グランフィールズⅢ　A103号
債務者　豊島　和広
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０号
静岡市清水区沼田町４番20号　ハイコーポなみき202号、旧住所静岡市清水区緑が丘町12番35号
債務者　風間　智尋（旧姓木野）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
静岡市清水区石川新町２番26号　コーポフジ201号
債務者　山下　勝博
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６号
東京都福生市大字熊川67番地１ニューシティーコープ７―103号室
債務者　根本　一久
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
東京都新宿区西新宿４丁目13番２号
債務者　西田　則子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１２号
東京都小平市学園西町３丁目６番11号ラ・シャンブル105号
債務者　諸星みずほ（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０４０号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ10―401号
債務者　千葉　健二
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
静岡県浜松市東区半田山４丁目17番５号、前住所埼玉県和光市南１丁目８番52号　リヴェールミナミⅠ―201
債務者　笠井　見彩
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係